

令和元年度
第2回東京都住宅政策審議会

令和元年5月31日（金）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午前9時30分開会

○平松企画経理課長 大変お待たせをいたしました。本日は、大変お忙しい中、東京都住宅政策審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので始めさせていただきたいと存じます。

事務局を務めております住宅政策本部企画経理課長平松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、座って御説明を続けてまいりたいと思います。

冒頭ですけれども、報道機関の皆様一言申し上げます。本日は、答申が決定されましたら、浅見会長から長谷川副知事への答申文の手交を予定しております。報道関係の皆様につきましては、撮影などの際に足元の線を越さないようお願い申し上げます。なお、手交時以外の撮影につきましては、議事の開始前までとさせていただきます。どうぞ御了承ください。

それではまず、委員の皆様、御発言される場合のマイクの操作方法を御説明いたします。マイクの根元部分のスイッチを押していただき、赤いランプの点灯を御確認の上、御発言をお願いいたします。また、発言終了後は再度スイッチを押し、ランプが消えることを御確認くださいようお願いいたします。

また、現在、委員29名中、過半を満たしてございます。本日の審議会は、運営要綱に基づく定足数、すなわち過半数に達していることをここで御報告いたします。

続きまして、お手元にお配りいたしました資料について確認をさせていただきます。

まず、議事に関する資料でございます。資料－1「平成31年度第1回住宅政策審議会における主な御意見の概要」、資料－2「「中間のまとめ」パブリックコメントに寄せられた御意見と審議会の見解・対応（案）」、資料－3「答申案の概要」、資料－4「答申案」、資料－5「答申案と委員から頂いた御意見の要旨について」、以上5点でございます。加えまして、参考資料として、参考資料－1「諮問事項に係る検討資料（平成30年度第1回企画部会配付資料）」でございます。参考資料－2「都営住宅の現状【資料集】（平成30年度第1回企画部会配付資料）」でございます。参考資料－3「諮問事項に係る検討資料【その2】（平成30年度第2回企画部会配付資料）」、以上の3点を御用意いたしました。

このほかに、本日の座席表、東京都住宅政策審議会委員名簿、東京都住宅政策審議会幹事・書記名簿、次第、以上の資料を机上にお配りしてございます。不足などがありましたら事務局までお願いいたします。

本日の会議は、会議次第にございますように、おおむね10時45分までを予定してございます。

それでは、ただいまより令和元年度第2回東京都住宅政策審議会を開会いたします。

今後の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

浅見会長、よろしくお願いいいたします。

○浅見会長 それでは、まず留意事項を述べさせていただきます。本審議会は、運営要綱第3第5項に基づきまして公開とさせていただいております。お手元の議事に関する資料につきましても、会議の終了後、ホームページに掲載させていただきたいと思っております。また、議事の内容につきましては、発言者の氏名を記載した形で全文をホームページより公開させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

まず事務局から、議事の1「住宅政策審議会（平成31年4月26日）における主な御意見について」、御説明をお願いいたします。

○尾關計画調整担当課長 事務局を務めております住宅企画部計画調整担当課長の尾關と申します。よろしくお願いいいたします。失礼ですが、着座にて御説明いたします。

お手元の資料－1「平成31年度第1回住宅政策審議会における主な御意見の概要」について御説明申し上げます。

右上に資料－1とございます資料をごらんください。こちら、前回、4月26日に開催いたしました平成31年度第1回審議会における主な御意見について御説明いたします。

この審議会ですけれども、内容の振り返りですが、中間のまとめに対して実施したパブリックコメントの意見及びそれに対する見解・対応（案）、さらに答申素案をお示ししまして、それに対して御議論をいただきました。ですので、これから御紹介する御意見の概要は、全てそれらへの意見となります。また、審議会終了後にいただいた御意見も含まれます。

まず、【自治会活動の支援について】、町会や市民団体との連携など4点、御意見をまとめております。

続いて【高齢者への生活支援サービスについて】、方向性やICTの活用など3点まとめております。

続いて【地域福祉や民間事業者との連携について】、答申素案の記載に関して2点、御意見をいただいております。

続いて【若年単身者の入居について】、親子の見守りについて御意見をいただいております。

ます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。

【住宅セーフティネットについて】、住宅セーフティネットの観点から期限つき入居の考え方や民間空き家の活用について2点、御意見をいただいております。

続いて【広報、情報発信について】、答申素案の記載の意味について御質問をいただきました。

続いて【多世代共生に配慮した都営住宅の整備】について、記載の追加の御提案が1点ございました。

続いて【防災への対応について】、都がリードをするようにという御意見をいただきました。

続いて【都営住宅の募集について】、応募者の立場を考えた施策をとという御意見をいただきました。

ほか【その他】といたしまして、2ページ目、3ページ目とまたがりませんが、管理に関する事項等7点、御意見をおまとめしております。

説明は以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に移ります。

議事の2といたしまして、「パブリックコメントの結果と寄せられた御意見に対する見解・対応（案）及び答申案の変更点について」に移ります。

事務局から、前回の御意見を踏まえまして、変更箇所について御説明をお願いいたします。

○尾關計画調整担当課長 では、まずお手元の資料-2「「中間のまとめ」パブリックコメントに寄せられた御意見と審議会の見解・対応（案）」の変更箇所から御説明申し上げます。

なお、これですけれども、この後答申をいただきましたら、その内容に合わせまして、（案）をとって答申とともにホームページに掲載させていただきます。

前回の審議会でいただいた御意見を踏まえまして、資料-2の右側、見解・対応（案）について修正を行いました。その修正箇所について御説明します。

まず、資料－２の２ページ目をおめくりください。左側の番号14番の御意見についてです。御意見では、期限つき入居制度は、対象者が５年程度で退去しており、自治会長等による懇談会で、自治会活動に協力的でないことが報告されているとあります。これに対する右側の見解・対応（案）として、最後の行ですが、「また、今後も自治会等の役割について、「すまいのしおり」等で周知を図ってまいります。」と今回追記いたしました。これは、前回の審議会にて、自治会への協力が期待されていることを一文入れられないかとの御意見によるものです。

続きまして、ページをおめくりいただきまして３ページです。左側の番号15番の御意見についてです。御意見は、応募結果につきまして、一般は倍率が高いものの、若年・子育て世帯は低いという内容です。それに対する右側の見解・対応（案）にて、２段落目と３段落目、募集方法の改善の取り組みをまとめて記載しておりましたが、期限つき入居のお話と都営住宅全体のお話とで混在してしまう可能性があるということで、以前の案では１つの段落であったところを、２段落目を子育て世帯向け、３段落目を都営住宅全般のお話として整理をいたしました。

パブコメの変更点については以上でございますが、引き続きまして、答申案の修正箇所についても御説明をいたしたいと思えます。

お手元の資料－４「都営住宅における管理制度等の在り方について 答申案」をごらんください。そちらと、その次に横長の資料で「答申案 答申素案（４月26日提示）からの変更箇所一覧」という資料がございます。こちらのほうに沿って説明をさせていただきます。

前回審議会からパブコメ対応とあわせて、こちらの答申案を修正を行っておりますが、細かな言い回し等の比較的些末な変更は割愛いたしまして、主な修正をまとめたものがこちらの一覧になります。左側の答申案が今回御提示したもの、右側の答申素案が前回の審議会にて御提示したものになります。

表紙は省略いたしまして、まず13ページの変更になります。「Ⅲ 具体的な施策の展開の方向性」の「３ 高齢者への生活支援サービスの向上」の中ほどのトピックで、「（地域福祉や民間事業者等との連携と巡回管理人の役割等）」の中で、これ、中盤から後半にかけてまして、巡回管理人のお話と民間事業者のイベント等の取り組みのお話が混在してわかりにくいとの御意見がございました。それを踏まえまして、２段落目と３段落目がまとまっていたものを分けまして、２段落目が巡回管理人に関する記載、３段落目が民間事業

者等の多様な主体による見守りという形で整理をいたしました。

続きまして、同じく13ページ、下のほうにございます「(自治会活動への支援)」のトピックに関する修正です。自治会活動への支援に当たりまして、最下段、「周辺地域の町会との連携」というふうになっておりましたが、地域を支える主体には、町会だけではなくてNPOなど市民団体等のそういったところもあると御意見をいただきました。また、これにつきましては、もう少し広い範囲の書きぶりとなるよう審議会で御示唆をいただいていたところもありますので、今回、「町会等」と加筆をいたしました。

続きまして、15ページです。「Ⅳ 施策の着実な推進に向けて」の「2 区市町村や民間との連携強化」についてです。このトピックの2段落目で、創出用地の活用等に関していろいろと御提言をいただいているところですが、この最後の行につきまして、高齢者以外の入居者や周辺地域の住民にとっての利便性向上につながるよう、さまざまな生活支援サービスが提供されることが望まれるとありましたけれども、地域福祉の視点も必要との御意見をいただきましたので、「地域福祉や利便性の向上に資するよう、」と修正をいたしました。

最後に、16ページ、「Ⅴ 引き続き検討を要する課題」の「2 都営住宅の管理制度について」の「(入居者層の変化への配慮)」についてです。この部分の上から2段落目、3段落目、応募割れ住戸を活用したシェア居住の試行導入の検討や空き住戸について、グループホームを運営する社会福祉法人に対して、目的外使用許可をしている例の記載については前回の案でもあったところではありますが、その後、事務局の検討にてこれらの例の内容をまとめまして、方向性を示す記述が必要ということに至りまして、ここに続きまして、「こういった事例も含め、新たな住まい方を多角的に検討していくことも今後求められる。」、「都民の高齢化が進む中、こうした新たな都営住宅活用策を検討していくことが必要である。」と追加をいたしました。

変更点の説明は以上になります。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、議事の3「第12号諮問「都営住宅における管理制度等の在り方について」の答申について」、御説明をお願いいたします。

○渡辺管理制度担当課長 都営住宅経営部管理制度担当課長の渡辺と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

お手元の資料-3「答申案の概要」及び資料-4「答申案」について御説明申し上げます。

す。

まず、資料－4をごらんください。1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。目次のとおり、全体で5章構成となっております。

続きまして、4ページをごらんください。第1章としまして、「都営住宅の管理・供給の基本的考え方」でございます。6ページにかけまして、住宅セーフティーネット機能の中核を担っております都営住宅の役割、都営住宅入居者の高齢化・単身化の状況、都営住宅団地の多世代共生の必要性について述べております。

続きまして、7ページをごらんください。第2章「都営住宅の管理制度の課題等」でございます。高齢化・単身化が進行する中、住宅ストックを有効活用して、高齢者が安心して暮らせる環境整備や若年ファミリー世帯の入居促進等により多世代共生の推進が求められており、3つの課題を整理してございます。

まず1番目といたしまして、「子育て世帯への支援」でございます。若年ファミリー世帯向けの定期使用住宅につきましては、募集倍率が低下傾向にあること、平均入居期間は約5年となっていること、ひとり親世帯を対象としていないことから、入居期限、対象の見直し、わかりやすい周知・広報が必要であるとしてございます。

次に、8ページから9ページにかけまして、2番目といたしまして、「単身者の入居制度」について記載してございます。就職氷河期世代などの単身者への対応が求められること、単身向け住戸の応募倍率は高い水準にある一方で、ファミリー世帯向けの住戸の応募割れが発生している団地もあることから、既存ストック活用のもと、入居資格の範囲の見直しや提供方法の検討が必要であるという課題設定をしてございます。

次に、9ページから10ページにかけて、3番目といたしまして、「高齢者への生活支援サービス」でございます。高齢者への生活支援サービスは、区市町村の福祉部門や民間事業者などが提供する場合があること、また、都営住宅の巡回管理人の本務は住宅管理であり、高齢者の見守りを専門的に担うことは容易でないことから、他の行政機関や民間事業者等との連携による生活支援サービスの充実が望まれるとしております。

次に、11ページをごらんください。第3章としまして、「具体的な施策の展開の方向性」についてでございます。

まず1番目、「子育て世帯への支援の一層の充実」についてでございますが、期限つき入居につきましては、子どもの就学期に応じて入居期間を延長すべきであること、ひとり親世帯を対象とすることが適当であるとしております。さらに、効果的な周知方法を検討、

実施すべきであるとしております。

次に、12ページですが、「単身者の入居制度の拡大」についてです。若年単身者につきましては、住戸や入居期限など一定の条件を付した上で入居資格を認めることが適切としております。また、応募割れしている住戸のある地域などにおきまして、単身者向け住戸のあっせん基準を弾力的に運用するなどして、住宅ストックの有効活用を図るべきとしております。これらにつきまして、就労支援策と連携し、低収入で住宅に困窮する若年単身者の入居を進めるべきとしております。

13ページをごらんください。「高齢者への生活支援サービスの向上」についてでございますが、社会福祉協議会、NPO等のさまざまな主体と連携し、生活支援サービスをさらに充実させていく必要があり、巡回管理人につきましては、福祉的な資質の向上に努めるべきとしております。また、集会所や敷地を民間事業者等が活用し、高齢入居者の交流を図るべきとしております。

続きまして、15ページですが、第4章といたしまして「施策の着実な推進に向けて」として、「適切な広報ときめ細かい情報発信」及び「区市町村や民間との連携強化」について述べております。

16ページをごらんください。第5章といたしまして、「引き続き検討を要する課題」でございます。次期住宅マスタープランの策定時に合わせて、さらに検討を行うことが必要な課題についてまとめたものでございます。

まず1つ目といたしまして、「地域における都営住宅の在り方」についてですが、都民が住みなれた地域で住み続けられるよう、地域のニーズや個々の世帯のさまざまな住宅困窮状況に対応していくことが期待されております。次に2つ目といたしまして、「都営住宅の管理制度について」でございます。今後の制度設計におきましては、高齢化・単身化の進行を十分に考慮すること、続いて17ページでは、都営住宅の対象の設定について、優先順位等を検討しながら既存ストックを有効活用していく必要があることなどとしております。最後に3つ目としまして、「多世代共生に配慮した都営住宅の整備」についてでございますが、都営住宅の整備におきましては、住戸の間取り、配置、外構計画等につきまして、多世代交流が図れるような工夫を行うべきとしております。

それから、資料-3につきましては、ただいま御説明いたしました答申案の概要をまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

○尾關計画調整担当課長 事務局より補足でございます。

資料－５といたしまして、「答申案と委員から頂いた御意見の要旨について」をお配りしております。こちら、これまでの審議会、企画部会での委員の皆様からの御意見について、目次構成ごとに発言者のお名前、そしてこれまでの議事録を改めて取りまとめたものですが、前回審議会にてお渡ししたものに前回の御意見を追加したのになります。

以上でございます。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこの後答申を行う予定ですけれども、現時点で御発言をお考えの方はいらっしゃいますでしょうか。

少々お待ちください。まず、人数を確認したいので。山本委員ですね。それからあとほかには。

はい、そうすると全部で15分ぐらいありますので、お1人マックスは7分ぐらいということになります。

では、山本委員からお願いします。

○山本委員 山本です。

1点だけ。

15ページの下から4行目のところなんですけれども、ここはさまざまな困窮者を支援すると書いてあるんですが、この場合の困窮者とはどういうふうに使われているのかなというのがあります。全体的にこの答申、困窮というふうに使われているのは、住宅に困窮するという考え方、扱われ方なんです。でも、ここは都営住宅に居住する高齢者、障害者というふうになっていて、何に対する困窮なのかというのがちょっと気になって、読み方によっては、高齢者、障害者、子育て世帯、ひとり親世帯がその特性だけで困窮しているというふうに読めないかなというのをちょっと心配しました。

○浅見会長 何かあれですか、修正をしたほうがよさそうなあれですか、それとも。

○山本委員 もし、誤った読み方をされないのであれば、ここは、ひとり親世帯等のさまざまな生活課題を有する人を支援するとか、そういうふうなほうがいいので、困窮するというと、どうもイメージとしては、住宅に困窮する以外だと生活に困窮、経済的困窮というふうに読み取れないかなというふうにちょっと思います。

○浅見会長 事務局、いかがでしょうか、今の点は。

○澁谷住宅政策担当部長 事務局の住宅政策担当部長の澁谷でございます。

ここは、住宅セーフティーネット法でいっているところの住宅確保要配慮者と同じような意味、それから、そういうのは都営住宅におきましても優先入居とか、あるいはポイント制においてポイントが高くなるような者というようなことで優先的に入っていただけるようにしております、そういった方々を総称して「様々な困窮者」というふうに、住宅困窮者ということでございますけれども、であって、現に都営住宅に居住されている方々という意味で記述をさせていただいております、そこで、済みません、御懸念の点をもう一度教えていただくとありがたいんですが。

○山本委員 この答申の中で困窮するというのは、住宅に困窮するという意味で使われているので、この場合、既に都営住宅に居住する高齢者、障害者になってしまうと、住宅には困窮してないわけですよ。その上で、さまざまな困窮者を支援するとなると、ちょっと経済的に困窮するとか、何に対して困窮しているのかというのがちょっとわかりにくいなど。困窮者というのは何に対して困窮している人たちを指しているのかというのがわかりにくいんじゃないかというふうに思います。

○川口委員 よろしいですか。

○浅見会長 ごく短くだったら。

○川口委員 読み方はいろいろとあると思うんですけども、私はこれは住まいの困窮者という、文脈からですね。住まいというのは、要するに、住宅はハードとしてあるけれども、今回の答申のあれはソフトを含めて管理のあり方をしていきたいと思いますということであって、必ずしも経済ということではなくて、要するに、子育ての人の延長というか、であるとか、高齢者の人についても、その住まいのソフトというふうに読める、私はそのように読めると思います。

以上です。

○浅見会長 事務局としていかがでしょうか、今の点。

○澁谷住宅政策担当部長 今回の川口委員の御意見にも関連するといえば関連するんですが、住宅困窮者の方が、住宅に困窮する低額所得者の方が都営住宅に御入居いただけるような仕組みになっておまして、確かにそれで入ってしまうと、その意味では困窮者ではなくなるといえばなくなるという面はあるんでしょうけれども、ここでの文脈は、その前に、いろんなサービスとかいろんな制度を生かしながらというようなことも書いてございまして、若干その意味としては広がっている形にはなっておるかなと思うんです。

ただ、何に対してということをございますので、ここできちんと特定をして読んでいただく必要は必ずし

もないのかなというふうに考えるんですが、あえて言いますと、都営住宅に入ったらそれでおしまいというのではなくて、その前にいろんなサービスなんかも活用をしながら、都営住宅以外のサービスも含めながら、お住まいいただいている中で支援をしていくということが書かれていると、そういうことでございますけれども。

○浅見会長 井上委員、これに関連してですか。

○井上委員 はい。

○浅見会長 では、短くお願いします。

○井上委員 ありがとうございます。

今のお話なんですけれども、福祉の分野で仕事をしている側からすると、住宅の確保と住まいの確保というのは違うものだという解釈をしているんですね。山本先生はその前提でお話をしていると思います。今回ののは、住宅確保要配慮者という住宅に困窮しているというふうに読めますよね。だけど、住まいの困窮というふうに言うと住宅プラス支援が必要だというふうになるので、都営住宅に入った後にもさまざまな生活課題があるので、住まいに困窮しているというふうに解釈はできるということなんだと思うんですけれども、その整理がここでは明確には私たちはできていないので、今の山本先生のような発言というのは福祉の分野にいと割と納得するコメントだけれども、住宅側からすると、違和感がないというのも納得するかなというところだと思います。

○浅見会長 ありがとうございます。

そうすると、いかがでしょう。

○山本委員 読み方がいろいろあるということで、私がちょっと別の視点から見ているのかもしれないので、皆様のほうで異論がなければ大丈夫です。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは、星見委員、お願いいたします。

○星見委員 では、私からは、答申案への意見を述べさせていただきます。

答申案には、都営住宅の管理で起きている問題を正面から捉えた積極的な改善提案が盛り込まれていると思います。特に、子育て世帯の期限つき入居、それからこれを高校生まで延長することや、ひとり親世帯も対象にした点、それと単身者入居制度を若者、学生に拡大する仕組みの提案は、住宅に困窮する各世代の支援とともに、多世代共生を推進する上でも重要だと考えています。また、都営住宅の建てかえによる創出用地は、これまでの福祉、子育てに貢献する地域連携活用を前提にしつつ、高齢化対応の生活支援の工夫を求

めることも重要な点だと思います。

一方、「引き続き検討を要する課題」とされた利便性係数の検討は、応能を超える家賃の引き上げにつながる可能性もあり、問題です。また、自治会の高齢化の大きな要因の一つとして各地の自治会から見直しの声が出ている継承問題について触れられなかったことは、非常に残念です。まさに、今後の検討課題と思います。

今回の答申案の積極面を評価いたしますが、都営住宅の管理問題の根本的解決は都営住宅の増設以外にありません。この点は、ぜひ東京都が責任を持って受けとめるべきことを指摘し、意見とさせていただきます。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

今の御意見に関連して何かございますでしょうか。

これは、星見委員、今のは修正意見というよりは御意見をいただいたというふうに向ってよろしいでしょうか。

○星見委員 はい。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかに、まだ若干時間ございますので、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、おおむね御意見頂戴できたというふうに思います。

本日いただきました御意見等につきましては、議事録に記載することにいたしまして、今後の施策の検討の中で、よく念頭に置いていただきたいというふうに思います。

それでは、このあたりでお諮りをしたいと思います。

これまでの御意見で、特に答申案の修正を要するものではないというふうに考えるんですけども、当審議会といたしまして、お手元の答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり、答申を決定し、答申することといたします。ありがとうございました。

これにて答申は確定いたしました。

それでは、小池都知事の代理として長谷川副知事に、第12号諮問「都営住宅における管理制度等の在り方について」の答申をお渡ししたいというふうに思います。

答申に先立ちまして、東京都住宅政策審議会を代表いたしまして、私から一言御挨拶をさせていただきます。

住宅政策審議会は、平成30年10月、知事から、都営住宅における管理制度等のあり方について諮問を受けました。諮問では、都営住宅で高齢化・単身化が進む中、多世代共生の実現に向けて審議会の意見を求められました。

そこで、当審議会は、企画部会におきまして、都営住宅の管理制度のあり方について集中的に調査、審議を進めていきました。特に、企画部会で実際に都営住宅の管理を行っている住宅供給公社からのヒアリングを行うなど、現場の実情も把握した上で議論を行うことができたというふうに思います。

そして、本年2月には、中間取りまとめを公表しまして、パブリックコメントを実施するとともに、寄せられた御意見を参考にしながら、さらに検討を行いまして、本日の結果を答申として取りまとめました。

本答申では、都営住宅の管理制度のあり方につきまして多様な観点から具体的な提言を行っております。大きくは、「子育て世帯への支援の一層の充実」、「単身者の入居制度の拡大」、それから「高齢者への生活支援サービスの向上」、この3本の柱というふうになっております。子育て世帯では、期限つき入居制度の制度がより有効に機能するよう、期限や対象拡大などの提言をいたしました。また、単身者につきましては、就労支援と連携しながら若年単身者にも門戸を開くという提言で非常に大きな意味があるものというふうに思っております。また、高齢者への生活支援につきましては、地域福祉のさまざまな主体と一層連携いたしまして、その際には集会所等の場を活用することで、さらなる取り組みを期待するものでございます。さらに、これら3本の柱以外にも、長期的に検討を要する課題につきまして提言させていただきました。

都におかれましては、この答申を十分に生かし、区市町村や民間など多様な主体や分野と連携するとともに、しっかりとした実効性のある施策を展開していただくことを期待いたします。答申に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、長谷川副知事に答申をお渡しいたします。

○平松企画経理課長　ここで報道機関の皆様にご案内をいたします。撮影の場合には、足元の線の内側からお願いをいたします。

(会長から副知事に答申を手交)

○平松企画経理課長 報道関係の方も、どうぞお席にお戻りをお願いいたします。

○浅見会長 それではここで、長谷川副知事より御挨拶を賜りたいと存じます。

○長谷川副知事 東京都副知事の長谷川でございます。

本来であれば、知事が答申をお受けすべきところでございますが、公務により出席ができませんので、大変恐縮でございますが、かわりまして会長から答申を受け取らせていただきました。

浅見会長、大月企画部会長を初め、委員の皆様方には大変熱心な御審議を賜り、答申を取りまとめていただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

答申では、都営住宅で高齢化・単身化が進む中、管理制度を取り巻く3つの課題などに対して、今後取り組むべき具体的な施策の方向について貴重な御提言をいただきました。例えば、子育て世帯への支援におきましては期限つき入居の延長や対象の拡大、若年単身者につきましては就労支援策との連携、高齢者に対しましては移動販売などのサービスの拡大などがございます。さらに、3つの課題にとどまらず、長期的に取り組むべき課題につきましても、高齢化が進む中、新たな都営住宅の活用策を検討する必要性など、多様な見地から御提言をいただいたところでございます。

都では、ことしの春に住宅政策本部が発足をいたしましたところでございます。今後、いただきました答申をしっかりと受けとめまして、都営住宅の多世代共生の実現に向けて積極的に施策を推進してまいる所存でございます。浅見会長を初め、委員の皆様方の御尽力に重ねて感謝を申し上げます。

引き続き住宅政策全般について幅広い見地からの御審議をいただきますことをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○浅見会長 ありがとうございました。

後ほど、資料-2の(案)がとれたものと答申をあわせてホームページに掲載し、また答申についてプレスへの情報提供をさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、議事の4「その他」といたしまして、今後の住宅政策審議会の運営につきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○平松企画経理課長 事務局から申し上げます。

都営住宅施策につきましては、ただいまいただきました答申を踏まえ、今後、都として

具体的な検討を進めてまいります。

また、住宅政策全般につきましては、次期住宅マスタープラン改定を見据えた論点整理を次期の住宅政策審議会企画部会において、今年度の末ごろから始めさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様の任期は2年となっており、本年の9月末をもって任期が終了することとなっております。次の委員は現在検討中でございますが、追って御相談させていただきますので、その節はよろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○浅見会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、次期の住宅マスタープラン改定や委員の任期について御説明がありました。詳細について、改めて事務局から連絡があると思います。皆様におかれましては、御承知おきください。

それでは、これもちまして、本日の審議は終了とさせていただきます。長時間にわたる議事進行に御協力いただき、まことにありがとうございました。

午前10時08分閉会